



阿蘇市

かろてら

議会だより 第44号

2017年2月発行 第4回定例会



阿蘇市議会議員団 国道57号（立野地区）被災現場視察

目次

- | | | | |
|-----------------|-------|--------------|---------|
| ○第4回定例会報告 | P2 | ○経済建設常任委員長報告 | P9～P11 |
| ○第4回定例会議案一覧及び結果 | P3～P4 | ○市政を問う（一般質問） | P12～P15 |
| ○総務常任委員長報告 | P5 | ○阿蘇市議会議員研修報告 | P16～P17 |
| ○文教厚生常任委員長報告 | P6～P8 | ○阿蘇市議会活動状況 | P18 |

第4回定例会報告

平成28年第4回阿蘇市議会定例会が、12月2日から15日までの14日間開催されました。

専決処分の報告3件、条例審議5件、補正予算9件、その他3件が審議され、審議の結果、議案等20件は可決等となりました。

平成28年度12月補正予算（主なもの）

一般会計補正予算

**33億5,398万円を可決
予算総額315億4,175万円**

※（ ）は補正後の総事業費

民生費

- 保育所等施設整備補助金（宮地保育園）・・・2,843万円（1億9,295万円）
- 災害弔慰金・・・4,750万円（5,500万円）

衛生費

- 損壊家屋解体、撤去委託料（家屋解体）・・・4億4,873万円（11億4,873万円）

農林水産業費

- 震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金・・・22億8,450万円（35億3,595万円）

土木費

- 降灰除去業務委託料・・・646万円（同額）

教育費

- 階段昇降機設置工事（阿蘇小、内牧小）
・・・1,010万円（同額）

災害復旧費

- 阿蘇西小学校校舎等災害復旧工事
・・・3億5,000万円（同額）
- 農村公園あびか災害復旧工事
・・・3億5,667万円（4億4,823万円）



農村公園あびか陸上競技場

第4回定例会議案一覧及び結果

議案等番号	付議事件名	議決結果
報告第12号	専決処分の報告について	報告
報告第13号	専決処分の報告について	報告
議案第94号	阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第95号	阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第96号	阿蘇市ユースホステル条例の廃止について	原案可決
議案第97号	阿蘇市体育館等条例の一部改正について	原案可決
議案第98号	阿蘇市文化財保護条例の一部改正について	原案可決
議案第99号	平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について	原案可決
議案第100号	平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第101号	平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第102号	平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第103号	平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第104号	平成28年度阿蘇市宮地財産区特別会計補正予算について	原案可決
議案第105号	平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について	原案可決
議案第106号	平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について	原案可決
議案第107号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について	原案可決

以上、議案16件（報告2件、条例5件、予算8件、その他1件）

◎追加議案等

議案等番号	付議事件名	議決結果
報告第14号	専決処分の報告について	報告
議案第108号	平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について	原案可決
陳情第1号	農地等災害復旧に対する自己負担軽減等について	趣旨採択
発委第3号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	原案可決

以上、議案等4件（報告1件、予算1件、その他2件）

議案等の賛否表 (賛否が分かれた議案等の結果)

○：賛成 ●：反対 議：議長

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
氏名	立石昭夫	竹原祐一	岩下礼治	谷崎利浩	園田浩文	菅敏徳	市原正	森元秀一	河崎徳雄	大倉幸也	湯浅正司	田中弘子	五嶋義行	高宮正行	古澤國義	阿南誠藏	古木孝宏	田中則次	井手明廣	藏原博敏	
議案																					
議案第 99 号	○	●	●	○	○	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	
陳情第 1 号	採 択	○	○	○			○			○							○		○	議	
	趣旨採択※	○				○	○		○	○		○	○	○	○	○			○	議	
発委第 3 号	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議

※「趣旨採択」…請願（陳情）に対する議会の意思決定は、「採択」か「不採択」の2種類しかないが、議会としては、請願（陳情）の願意については十分に理解できるが、当分の間は願意を実現することが不可能であると思われる場合に採られる決定の方法をいいます。

『政務活動費』について

先般、議会事務局に「全国で議員の政務活動費が問題視されていますが、阿蘇市議会の議員には政務活動費はいくら支給されていますか？」との問い合わせがありましたので、この機会をお借りしまして、お知らせします。

◆政務活動費とは

『地方公共団体が、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究、その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会の会派や議員に対して交付できる金銭的給付のことをいう。調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費等に使える。』と自治法にて定められています。

◆阿蘇市議会の議員には

阿蘇市議会では、現在、政務活動費の支給はありません。

総務常任委員長報告

委員長 湯浅正司

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第99号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

財政課所管分

委員より、「財政調整基金の残高について、新聞報道では、7,000万円ということを出していたが、当初予算で計上されていた金額と違うのは、どういうことなのか。また、私自身、こういった災害時の基金の取り崩しはやむを得ないと考える。財政課長の説明のなかでもあったように、95%の交付税措置があるということならば、

そちらを利用し、なるべく起債に頼らないで財政運営を進めていくべきでは。」との質疑があり、財政課長より、「財政調整基金の残高について、新聞では7,000万円というふうに出ておりましたが、予算の編成におきましては、各自治体で方針や組み方が若干違ってくることもあると考えます。本市の場合は、特別交付税や、国・県の補助金等で、確実に入ってくるかわかってる部分については予算計上しますが、歳入金額の未確定分については、なかなか計上しづらいものがあります。当初から予算に上げていて、実際、3月の時点で交付されなかったり、減額されたりした

場合は、『歳入欠陥』となってしまうので、その間、財政調整基金を充当している関係上、どうしても年度途中での基金残高の数字は少額となってしまう。ただし、あくまでも予算計上するうえでの数字だけで、実際は、現時点で基金の取り崩しは行っておりません。最終的に、基金を取り崩さなくて済むことが一番ではありません。『歳入欠陥』という形を生じさせないために、このような予算編成方針をとらせていただいております。」との答弁がありました。

また、委員より、「特別交付税が、当初よりも12億近く減っているが、その理由

は。」との質疑があり、財政課長より、「先般、制度の変更があり、災害ごみの非常に多い県内21市町村について、特別交付税ではなく、災害対策債という起債

に変わりました。こちらにも95%の交付税措置があります。特別交付税のときは市町村の持ち出しが10%ありましたが、今回の制度では0・3%、2・5%の間の負担となっておりません。東日本大震災まではいきませんが、阪神淡路大震災よりも財政措置が良くなります。」

以上の答弁がありました。以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。



被災した県道内牧停車場（狩尾1区）

ております。起債は交付税充当があり、あとで算入されます。年明けに災害査定を受ける予定ですが、全天候型トラックの災害復旧については、前例がないためどの程度が対象になるか、今後文科省あたりと協議をしながら査定を受け、少しでも対象にしていきたいと思えます。」という答弁がありました。

また別の委員より「阿蘇西小学校は、以前体育館の建設では文化財の調査、発掘があり工事が進まず遅れた経緯があったが、今後の災害復旧工事では文化財の問題などは大丈夫なのか。」との質疑に**教育部長**より「今回建築予定の場所、建て替えを行う場所については、試掘調査を行いました。埋蔵文化財は出てこなかったため、支障はないと思われます。」との答弁がありました。

福祉課所管分

委員より「要援護者

に対する、降灰除去支援事業の200万円について、基準などの説明を。」との質疑に対し、**福祉課長**より「1世帯当たりの業者の委託を4万円と見込み、その半額の2万円を助成するように考えております。前回、上限を1万円とし半分を助成しましたが、1件しか申請がなく非常に使いづらい制度であったため、今回は2万円までを助成します。2万円を超えた部分について自己負担とし、例えば1万5,000円であれば1万5,000円を助成し、3万円であれば2万円の助成に自己負担が1万円となります。対象者は、高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯、一人親のみの世帯を考慮しております。」との説明がありました。

また別の委員より「熊本市から児童入所施設措置費で返還金とあり、平成22年から26年度ということであるが、誤りの理由はどのようなことなのか。」との質疑に、**福祉課長**より「DV等により、やむなく一時的な入所を強いられるような母子家庭が入所する施設については、支援員や事務員などの経験年数に基づいて、熊本市が算定し、基準に基づいて施設が請求を行います。算定について経験年数が何年だとか、その検証をする場所がなく、通知により払うこととなります。今回、監査等があり熊本市のほうで誤りを見つけたため、遡及できる5年分にさかのぼり返還を行うことから、今回予算計上したものです。」との答弁がありました。

また別の委員から「民生費、負担金で29万6,000円、手話奉仕員の育成事業費で減額になっているが、どのような事情があったのか、また、年金生活者等支援臨時福祉金についても減額となっているが、申請状況の説明と周知徹底はされたのか。」との質疑に対し**係長**から「手話奉仕育成事業については、地震の影響で事業が数カ月しかできなかったために減額をおこないました。また、年金生活者等支援事業に関しては、受け付けも終わり、3,796名の3万円で1億1,388万円支給をしています。その余剰金が出たことで、今回減額しております。また、支給の周知については広報や該当者に通知を行い、申請していない人には再度通知を行うなど、申請を促すことを行いました。」との答弁がありました。

市民課所管分

委員より、「菊池市に払う環境保全協力金については、業者から1トンのあたり1,000円を取るのが。それとも別枠で菊池市に払うことになるのか。」との質疑に対して、**市民課長**から「阿蘇市が菊池市に支払うもので、業者の計量伝票



市役所前に設置された火山灰集積所

により阿蘇市が持ち込んだ量に対し、1トン当たり1,000円をかけた分を菊池市から請求があり、菊池市に支払うものです。周辺の道路環境や環境整備、埋め立ての完了までに20〜30年の長い期間を要し、最終処分場を持つ自治体の負担を軽減する目的です。」との答弁がありました。

また別の委員から「公費解体は、罹災証明を受けているところだけの解体になるのか。また、罹災証明発行は数カ月がたつが、今後罹災証明が発生することはあるのか。」との質疑に対し**地震対策班長**から「基本的には罹災証明が発行された方で解体を行っております。罹災証明の発行は、13カ月です。来年5月までは出ることになります。その期間にもし解体申請があれば対応しなければなりません。」との答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第101号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

委員より「高額医療費共同事業拠出金については、何か基準などがあるのか。」との質疑に係長から「高額医療費共同事業拠出金は、県内の市町村が参加し、1件当たり80万円以上のレセプトが高額医療費となり、その支出に対して市町村が拠出金を出し、高額医療費の割合が高い市町村へ手厚く交付金として分担する事業になります。突然医療費が高くなったときや、小さい町村などでは対応ができないこともあるために実施しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「現在、国保財政の基金

の残高はいくらあるのか。」との質疑に係長から「現在、42万円です。平成26年度に基金をすべて取り崩し、27年度に税率改正を行っておりません。」との答弁がありました。

審議の結果、本案は

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第102号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

委員より「高齢者実態把握調査委託料については、組み替えたとの説明だが、何か理由があったのか。」との質疑に、ほけん課長から「当初計上は、総務費の計画推進委員会費でしたが、今回、地域支援事業費で、組み替えをしております。これは、平成30年度にスタートする第7期の介護保険事業計画を

策定するために、本年度で、高齢者の方々のニーズ調査を実施するものです。組み替えの理由は、一般会計繰入金での事業実施としていたものを、交付金対象としたものです。」との答弁がありました。

審議の結果、本案は

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第106号「平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

委員より「冬季の通勤困難医療従事者の宿泊料では、72万6,000円が計上されているが、十分なのか。」との質疑に医療センター事務局長から「事業の概要がつかみづらいところもありますが、72万6,000円の根拠は、1泊ビジネスホテルクラスで約5,000円程度とし、対象職員は17名になります。

昨年、今の迂回路では、閉鎖された日数が18日間あり、18日の約半分を見込んでいます。今後、執行するにあたり過不足が生じれば、補正等に対応させていただきたいと思えます。」との答弁がありました。

また別の委員から「空

調・衛生設備保守点検業務委託については、補正で計上されているが、当初は必要なかったのか。また、保証期間はあるのか。」との質疑に対し、

事務局長から「無償保守期間が年度内に切れることは予定していましたが、できる限り価格交渉を行い引き下げたいということや、当初予算時点では金額がつかめなかったところもあり今回の補正での計上となりました。保証期間については、2年間となっております。」との答弁がありました。

事務局長から「無償保守期間が年度内に切れることは予定していましたが、できる限り価格交渉を行い引き下げたいということや、当初予算時点では金額がつかめなかったところもあり今回の補正での計上となりました。保証期間については、2年間となっております。」との答弁がありました。

審議の結果、本案は

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

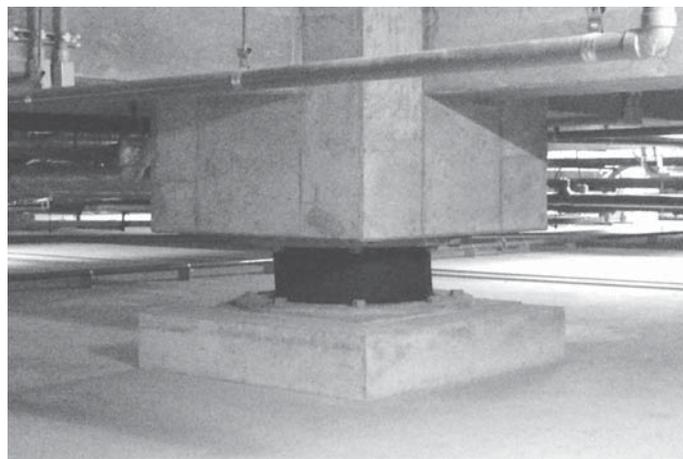
認定第108号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

福祉課所管分

委員より「地震関連死については、16名の申請のようだが、この期限はいつまでなのか、今後追加されることがあるのか。」との質疑に対し、福祉課長より「現時点では明確な答えが出ていない、もおおむね6カ月以内となっておりますが、総務課と要協議をおこない周知を図った上で期限の設定等は考えていきたいと思っております。」との説明がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。



阿蘇医療センターの免震機構

経済建設常任委員長報告

委員長 高宮正行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第95号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」

経済部長から、「本案は、阿蘇山公園道路における自転車の通行料金の取り扱いが曖昧であることから、条文に無料と明記し位置付けを明確にするため一部改正を行うものがあります。」との説明があり、委員より、「改正条項内にある、市長は必要があると認める」ときの減額、免除とは、どういふ場合に認められるのか。」という質

疑があり、観光課長から、「例えば、道路が全面開通した際のオーピングイベントやキャンペーン、その他様々な場面で関係車両の通行が必要な場合、減額、免除になるものと考えています。」との答弁がありました。また、別の委員より、「条例に自転車の無料という言葉の明記は必要なのか。」との質疑があり、部長から、「場所によっては、自転車は通行止めという道路もあります、それと同様にしっかりと明記を行うものであります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「現在の火山状況もあるが、今後とも阿蘇登山の誘客活動を強く行うようお願ひする。」との意見がありました。審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第96号「阿蘇市ユースホテル条例の廃止について」

観光課長から、「本施設は地震により被災し、また、近年、お客様の利用状況も減少していることも勘案し本条例を廃止するものであります。」との補足説明があり、委員より、「廃止後の本施設の取り扱いについては、今後どのように考えているのか。」との質疑があり、観光課審議員か

ら、「条例廃止後の跡地利用の方法等については、現課での検討を行い、再度、本委員会において協議をさせていただきます。」との答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第99号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

観光課所管分

委員より、「古閑の滝観光道路の現状復旧工事の内容についてお聞きしたい。」との質疑があり、観光企画係長から、「現地へのア

クセス道路の一つで、お借りしていた所有者の方から、土地の返還の申し入れがあり、その一部を現状復旧し返還するものであります。が、今後の通行に関して支障はありません。」との答弁がありました。



モデルコースを試走する九州各地のサイクリストたち

農政課所管分

委員より、「震災復旧緊急対策経営体育成支援事業について、現在までの補助申請の査定状況をお聞きしたい。」との質疑があり、農政課長から、「本事業については、現在もなお精査を続けているところですが、内容が専門的な部分もあり、交付額を決定するのにもう少し時間を要するものと考えています。」との答弁があり、また、別の委員から、「報道された補助交付額43億円について、今後の査定状況により金額は変わるのか。」との質疑があり、課長から、「査定に関しては、新たに市の基準も定め、これに沿ったヒアリングを行っています。今後、若干の金額の減少が予想されますが、本当に被災された方々への支援がもれることのないよう、しっかりと査定を行って参りま



合併浄化槽設置工事

す。」との答弁がありました。委員より、「阿蘇医療センターの取り付け道路に関して、年度内に完了するような話しであったが、その状況はどうなっているの

建設課所管分

か。」との質疑があり、土木部長から、「本事業に關しましては、当時、関係者の方々の協議を重ねて事業を行って参りましたが、その後に想定外の要望等も発生し時間を要するものとなりました。その一つ一つを丁寧に

解決して進めて参りましたが、もう少し時間を要します。これからも関係者と協力して確実に業務を進めて参ります。」との答弁がありました。また、別の委員より、「道路維持費について、現在、計上されている予算での維持管理はどのように進めるのか。」との質疑があり、建設課長から、「災害復旧事業と併せて、道路補修用材料を使用した補修等を行って参ります。」との答弁がありました。

住環境課所管分

委員より、「合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、県の補助金はいままであるのか。もし、補助が廃止となった場合、市はどのような対応を考えているのか。」という質疑があり、住環境課長から、「新設の補助金廃止については、県からの正式な通知はまだありません。県の担当によると、来年度も当初予算として要求しますが、確実に計上されるか不明であるとのことであり、今後の状況を待って、市としての対応を検討して参ります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「降灰運搬処分についての内容をお聞きしたい。」との質疑があり、課長から、「降灰は、坂梨地区の採石場跡地へ運搬しており、12月6日現在で385tの処分を行いました。」との答弁があり、別の委員より、「処分に關して環境上の問題等発生しないか。」との質疑があり、課長から、「火山灰自体、産業廃棄物ではありません。流出等も心配されないよう業者に協力いただき、適宜整地等を行っております。また、現地は、十分な許容量がありますので、問題は無いと考えています。」との答弁がありました。

議案第100号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算」

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その後、道路の復旧にかかるといふ手順になっていきます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「現在、整備されている通称8m道路の工事と重なることで、迂回する際、多くの方々が苦慮されるのでは。」との質疑があり、課長から、「その辺りは調整し、出来るだけ通行に支障をきたすことが無いよう、しっかりと計画して参ります。」との答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

陳情第1号「農地等災害復旧に対する自己負担軽減等について」

議会事務局長から、「陳情の提出者は、阿蘇、一の宮土地改良区

の両理事長の連名で提出され、内容は、今回の災害復旧に関する農家や土地改良区の自己負担額について、平成24年の水害時と同様に負担額を求めないよう強く要望しますという内容です。」との補足説明があり、また、農政課長から、「先に6月3日付けで、市に対して同様の陳情があり、土地改良区に対して、排水路や農道等、公共性の高いものについては市での復旧とします

が、災害復旧の原則として、農家が所有される農地等は、個人の財産ということもあって、どうしても自己負担が発生します。しかしながら、少しでも農家負担の軽減を図るべく、市のリース事業や、多面的機能支払交付金等を活用していただき、また、国・県に対しても、引き続き、更なる農家負担の軽減となりますよう要望して参ります」と回答しました。」との説明がありました。

また、熊本県が検討している復興基金についての状況等お聞きしたい。」という質疑があり、課長から、「12月1日現在で103件の申請があり、おおよそ830万円の事業費になります。」との説明がありました。

委員から、「説明のあったリース事業は活用された農家の数は、どのくらいの数であったのか。また、現在、



被災した農地（14工区）

在、熊本県が検討している復興基金についての状況等お聞きしたい。」という質疑があり、課長から、「12月1日現在で103件の申請があり、おおよそ830万円の事業費になります。県の復興基金については、市に対して詳細は伺っていませんが、内容が分かり次第、本事業も同様に活用して参ります。」との答弁がありました。

また、別の委員から、「土地改良区が把握する農家の方々の負担額はいくらなのか。」との質疑があり、農村整備係長から、「土地改良区から、農家の方々の負担額等提示されています。」との答弁がありました。

以上のような審議を経て討論を行いました。意見が分かれたので、挙手による採決を行いました。趣旨採択、同数となりましたので、委員長採決により、陳情第1号は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

委員より、「農家の方々や、土地改良区の願意は十分理解できるが、今回の農地被害は、平成24年の水害の状況とは大きく異なるものであり、また、今後の市の復旧費用等踏まえること、願意を実現することは厳しいと思われることから趣旨採択が望ましい。」と意見があり、また、別の委員より、「農家の方々の負担軽減を、市も何らかの措置をとっていただくよう、議会として採択し要望書を提出することが望ましいと思われる。」との意見がありました。

市政を問う!

7 議員が登壇 (一般質問)

みなし・仮設住宅入居市民に対して

今後の対応について



竹原 祐一

竹原 仮設みなし世帯に対して、住民の要望に応える為、どのような施策を考えているのか。

古閑住環境課長 自宅再建が困難で入居期限の2年を過ぎた後、平成24年の災害時に、支援住宅として仮設住宅を1年延長した例もあります。既存の公営住宅の利用、民間の賃貸住宅の利用などを含め検討を進めたかと思っています。

また、仮設住宅の入居者の方々の心配事を取り除くことがこの事業の本質だと考えるが。
福祉課長 まだ目にもえた成果は出ていないかもしれませんが、具体的な成果はこれから出てくると考えています。

はな阿蘇美の管理運営について
竹原 はな阿蘇美の運営者が変更になったが選定理由を尋ねる。また、新しい指定管理者のどこがよかったのか。
佐伯まちづくり課長 審査内容につきましては、阿蘇市情報公開条例第7条第5号による不開示情報となりますので、非公開ということさせていただきます。

地域支え合いセンター事業について

竹原 地域支え合いセンター事業の進捗状況は。

山口福祉課長 10月1日に阿蘇市から社会福祉協議会に委託を行ったこの事業は、地域のコミュニティを守りながら被災者の孤立化を防ぐという事業で、支援員さんが、仮設住宅を各戸訪問し、様々な悩みや相談に乗っているところです。

竹原 この事業は、被災者の心のケアを行い、復興への希望を与え、

他に「一部損壊世帯への支援、降灰対策臨時交付金事業、施設園芸降灰対策、農地復旧農家負担0等について」の質問がありました。



中央病院跡地の仮設住宅

防災士の資格習得助成について



森元 秀一

森元 阿蘇市の防災士資格習得者数は、また、県下の習得者数は。

高木総務課長 県内で1,183名の方々が、そのうち阿蘇市には7名の方が登録されており、市職員には登録者はいません。

森元 防災士を育成する上で、助成の現状はどのようになっていくのか。

総務課長 防災士は、特定非営利活動法人「日本防災士機構」認定による民間資格であり、事前研修費用を含め、資格取得までに一人あたり約6万円の費用が必要。県内45自治体のうち、助成を行っているのが、山鹿市・水俣市・大津町・多良木町の4市町、山鹿市と多良木町は、試験手数料の3,000円、登録手数料の5,000円を助成している。水俣市では、自主防災組織1組織あたり補助金3万円を交付し、防災士の養成を行っている状況。大津町では町が募集し、50名の方が資格習得した経緯がある。これについては町



平成29年阿蘇市消防団出初式

単独事業で300万円を超す費用を要したとのこと。今後は、菊池市・合志市・菊陽町が合同で各自自主防災組織に呼び掛け、防災士の事前研修を100名規模で予定と聞いています。

森元 阿蘇市において今後の防災士育成の考えは。

総務課長 平常時も含め防災士の活動は非常に有益であると考えており、他市町村での防災士の活動状況等を確認させていただいたうえで考えたい。今後の検討課題としてお預かりさせていただきます。

他に「熊本地震から8ヶ月、公費解体状況・ボランティア活動・仮設住宅退去後を見据えた計画等について」、「いじめ・不登校・引きこもり対策。引きこもり状態の若者に対する支援策」、「婚活・新婚支援、拡充への支援対策」等の質問がありました。

その後の地震復興について



田中 弘子

田中 地震による解体補助の審査基準等適正に行われているのか。

下村地震事業対策班長 この事業は、環境省が補助する国庫補助事業であり、半壊以上の罹災証明を受けた家屋や付属屋。また、生活環境保全上支障となる危険家屋等について、現地確認等を行い、取扱い要綱や内規基準に照らし適正に審査しております。現地確認が可能な物件は必ず確認し、定められた指針に沿って適正な調査を行い、検討協議を経て交付決定しております。

田中 県が一部損壊の方々への支援として、100万円以上改修費用が掛かった場合10万円を補助すると聞いたが。

総務課長 県は義援金で対応すると伺っております。

旧ひのくに会館について

田中 今後の旧ひのくに会館の利活用についての考えは。

高木総務課長 旧ひのくに会館は、東日本大震災の被災者、被災企業の支援を目的に公立学校共済組合から購入した施設であり、以降5年間は目的外の使用等が制限されてきました。平成28年6月25日を以って取得目的外の使用も可能となり、本来であれば検討の時期にきていますが、熊本地震からの復旧復興を第一にこれまでも取り組んできたこともあり、現時点では、検討・協議は行っておりません。

田中 将来的な方針等は。

総務課長 利活用にあたっては、売却等も考えられる。将来的にもどういった利活用が市や地域にとって一番いいのか、同時に民間活力の活用等も踏まえ、庁内で総合的な協議を行い、必要に応じて議員の方々に報告したいと考えられています。

他に「震災後の子ども達の心のケアについて」等の質問がありました。



旧ひのくに会館

阿蘇市の未来について



園田 浩文

たつて理想とされる面積は。宮川副市長 後継者の問題や各農家がこれまで改良を行ってきた土壌へのこだわりもあるが、将来の農業を考える上では、1ha規模にした方が良いのではないかと思われる。

阿蘇を愛する子供たちを育む教育について

園田 以前、将来の夢を語る阿蘇中央高校の女子生徒の記事が新聞に掲載されていたが、阿蘇の未来を担う子供たちの教育についてどう考えているか。

阿南教育長 子ども達がこの故郷阿蘇で育つことに自信と誇りを持って

様々なことに挑戦し、逞しく育って欲しいと思っています。阿蘇市では全国的に珍しい自然体験推進条例を制定し、体験活動を積極的に行ってまいります。阿蘇の発展に貢献して、れる優しいさと思いきやりの豊かな心と、判断力、行動力を備えた人材の育成に頑張ります。



阿蘇中学校での公開授業

震災後の圃場整備について 園田 水田被害の査定面積343haとなっているが、今後、復旧にあ

被災した復旧復興の今後の計画について農家に説明を



井手 明廣

井手 市として国県に対してどのようなお願いをしているのか。

本山農政課長 阿蘇西小学校前等の甚大な被災箇所については、当初から県営による復旧工事を要望し、最終的に17工区と14工区については県営で実施することが決定しました。今後とも県と市とで連携を図り早期復旧に向けて取り組んでまいります。

井手 農家にとって一日でも早く復興させて作物をつくりたいのが、一番の気持ちであり希望であるが、平成29年度は、交付金等が来るのか来ないのかこの事が心配されるが、農政課長 作付け補償（交付金）も引き続き要望しますが、平成29年度は現実、非常に難しいと思います。関係機関と協議しながら努力はしたいと思います。

井手 農家は年が明けるとそれぞれ営農計画を立ててやらねばならないので一日も早く、復旧、復興の方向性を願うが。

農政課長 営農が始まる前には、農地復旧の状況や計画等についても地元説明を行い、それ以外の関連事業についても地域に行つて十分な説明をやつていきたいと思っています。

井手 今回、特に被害に遭われた農家にとっては、現在の方向性が見えない。また、市からの説明も無い。是非、早急に農家に説明を願うが。

農政課長 基本的には県営の事業も含め、年が明けて、工事の発注に向け段取りを進めてまいります。甚大かつ広範囲のため、平成29年の作付けは無理なところも多く出てくるかと思いますが、平成30年度には、作付けが出来るように計画を立ててまいります。



被災した用水路（14工区）

農地の災害復旧の農家負担軽減と地震で被災した排水対策について



五嶋 義行

五嶋 被災した農地の復旧に掛かる受益者の負担額は反当りおおよその程度になるのか。

本山農政課長 県営で復旧を行う箇所は14工区と17工区になり、現在査定中ですので明確には分かりませんが、おおよそで14工区が5億5,700万円、17工区が4億5,400万円に合わせて約10億円の工費を想定しています。ただし、これは購入土で計上したものでありますので、他の工事で発生した廃土等活用すると工費は減少するものと考えています。補助率は最終的には95%以上になると思われますが、今の段階では農家の方々に負担額をお示しするのは非常に難しいです。

五嶋 平成29年度の作付けが出来ない農地に対して補償等出来ないか。
農政課長 現在のところ、作付け補償はありませんが、農家の方々の収入確保を大前提とした復旧工事等の検討を行いたいと考えています。

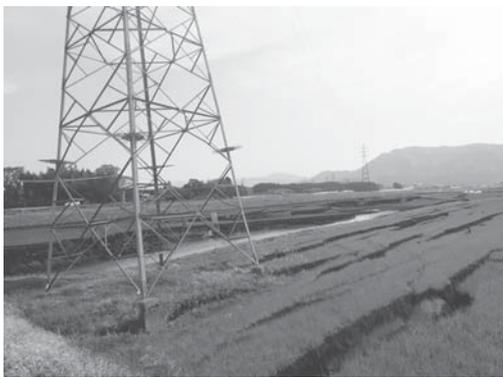
五嶋 今回の地震で多くの田が目詰まりし、乾きにくくなっている。何か対策はないか。

農政課長 乾田化については、国の事業や中山間事業で、暗渠排水を整備し、非常に効果は出ていたが、今回の地震により、排水機能が低下した農地も見受けられ大変苦慮しているような状況です。

五嶋 表面の固まった土をほぐす為に※「サブソイラー」が効果的だと思うが、これらの機械の導入、作業方法等を検討できないか。

農政課長 事業主体となる土地改良区に対して、中山間事業を活用する等の協議を行い、機械導入等の対策を検討します。

※「サブソイラー（心土破砕機）
…固結した心土を破砕する機械



被災した農地（阿蘇西小学校付近）

中山間地域等直接支払金について



湯浅 正司

湯浅 この制度の目的、趣旨の説明を。
本山農政課長 中山間制度は、平成12年から始まり、5年毎に1期、2期、3期と平成27年からは第4期目となっています。目的は、中山間地域での高齢化が進む中、平地に比べ自然的、景観的、社会的条件が不利な地域である為に担い手不足、耕作放棄地の増加と多面的機能が低下していることから、本地域の農業生産維持と多面的機能を確保する為の措置として、直接支払制度を実施しています。

湯浅 この支払金が大幅に減額されているがその理由を。
農政課長 第4期から、これまでの旧農地・水の事業と、中山間事業、環境保全型農業直接支払事業の3つの事業が、法律に基づく「日本型直接支払制度」となりました。今回の法制化に伴い県から再度精査という指導があり、65牧野のうち55牧野が減額となりました。

湯浅 減額された合計金額は。

農政課長 平成26年度の交付額が2億5,547万円で約2,000万円程度の減額となりました。

湯浅 牧野への説明や現地の調査等は何箇所行ったのか。

農政課長 具体的な数は把握しておりませんが、担当に聞いたところ、やったところもあるが、やってないところもあると聞き、当初からの進め方、指導が悪かったと思っています。減額の大きな牧野については、その牧野に出向き役員の方々に説明し、理解を得ているようなところがあります。また、7割も減額された牧野もあるということを我々も理解しておりませんでした。前回に比べ、これだけ減額されれば地域に説明を行い、事務を進めるのが当然であり、管理不足とその配慮が足りなかったものと十分反省しております。この事を把握しきれなかったのが原因で欠けていたところは私たちに責任があるものと思っております。

他に「県道213号内牧坂裂線の小倉山田間の拡張工事について」、「降灰対策について」の質問がありました。



中山間事業によって実施される野焼き

阿蘇市議会議員研修報告

○新潟県小千谷市、長岡市方面、東京都
○平成28年11月15日（火）～17日（木）

研修目的

昨年、発災した熊本地震では本市において甚大な被害を受けたことから、平成16年、新潟県を襲った「新潟中越地震」に学ぶとして、新潟県（小千谷市、長岡市）の復興状況を視察し、また、県選出国會議員に対して、熊本地震に伴う要望活動を行いました。

1日目

小千谷市

「おぢや震災ミュージアム そなえ館」 小千谷市

平成16年10月23日に発生した新潟県中越大地震、最大震度7の激震に襲われた被災地「小千谷市」は、震災のメモリアル拠点として震災の経験と教訓を後世に伝え、防災の研究や学習の場となることを目指すため「おぢや震災ミュージアムそなえ館」を整備された施設。

現地では、震災被災地の復旧、復興していく様子を、3時間後、3日後、3ヶ月後、3年後の時系列で見学し、自然災害から身を守り、家族を守り、地域を守る知恵や行動、普段の「備え」の大切さを学びました。

被災後、自主防災組織の活躍もあって、地域の人々の自助、共助が保たれたが、これは、常日頃からの行事、お祭り等の地域イベントへの参加が、自主防災活動を培ったものであるとのことでした。



担当者から当時の状況説明を受けました。

2日目

長岡市

「やまこし復興交流館 おらたる」 長岡市山古志支所

山古志村新潟中越地震復興の取り組み

中越大地震に見舞われ、全村民が避難を余儀なくされた旧山古志村。「帰ろう山古志へ」をスローガンに帰村を果たした人々の暮らしや、当時の記録写真と、関係者の証言による当時の状況を聞きました。

なお、本施設は長岡市と小千谷市が中越防災安全推進機構と整備を進めてきた「中越メモリアル回廊」と言われる、7つの施設群の一つで、震災の経験と教訓を長岡と東日本大震災の被災地の未来へ繋ぐため整備された施設です。（前日視察した「そなえ館」もその一つ。）

本交流館は、「震災復興から新たな日常へ」。中越大地震の経験を基軸としながら、「中越」から新しい動き（価値）を創り出し、地域内外に向けてアクションを起こし続けることで、様々な主体にとって「なくてはならない組織」を目指しています。

※「おらたる」…山古志の方言で「わたしたちの場所」という意味



現在、交流館の職員として働く川上さん。後方パネルに当時8歳であった自分自身を指しています。

衆議院第2会館において熊本県選出国會議員に対し、熊本地震後の復旧に関する要望活動を行いました。

- 【対応者】
- 衆議院議員 野田 毅
 - 衆議院議員 坂本哲志
 - 衆議院議員 江田康幸
 - 参議院議員 秋野公造
 - 参議院議員 松村祥史（秘書対応）
 - 参議院議員 馬場成志（秘書対応）

- 【要望事項】
- 「熊本地震からの復旧・復興に係る財政措置について」
 - 「国道57号北側復旧ルートの早期建設と現道の早期復旧について」
 - 「医療環境の早期整備について」

議長より出席された国會議員に対し要望書を手渡し、上記の要望事項3項目について趣旨説明を行い、その後国會議員より要望事項について回答・見解をいただきました。

【要望事項についての回答・見解は以下のとおり】

- 熊本地震からの復旧・復興に係る財政措置については、東日本大震災では、特別な復興税を設け広く国民に負担をお願いしたが、今回の熊本震災については予備費から約7,000億円を予算化したため、新たな復興交付金等の創設は現時点では行わない。
- 国道57号北側復旧ルートの早期建設と現道の早期復旧については、現在全力で現場対応を行っており、冬場の凍結対応も万全を期すこととしている。できる限り早急に復旧ができるようにしていきたい。
- 医療環境の早期整備については、難病の患者数、病名等の現状把握を行い、対応ができるかを考えていきたい。

上記の要望とは別に、熊本市内から通勤する医療センタースタッフの降雪などによる冬場の道路規制が行われた際、阿蘇市内での宿泊について、現在半額を県が負担することとなっている。残りについて財政支援を要望しました。



要望活動状況

阿蘇市議会活動状況 (H28年10月～H29年2月)

- ◆10月30日
環境大臣阿蘇視察対応 (火山噴火関連)
- ◆11月14日
熊本県町村会主催議会広報研修
- ◆11月15日～17日
阿蘇市議会議員研修 (新潟県・東京都方面)
- ◆11月24日
阿蘇市議会運営委員会
- ◆12月2日～15日
阿蘇市議会第4回定例会
- ◆12月2日
国道57号 (立野地区) 被災現場視察
- ◆12月22日
熊本県へ要望活動 (震災・火山噴火関連)
- ◆1月19日
阿蘇市町村議長会総会
- ◆2月6日
熊本県下市議会議員研修



地震で崩落した阿蘇大橋



現在、作業道として利用している豊肥本線



議会広報研修

編集後記

昨年は、4月の熊本地震、梅雨期の豪雨、10月の阿蘇中岳の爆発的噴火など災害の多い1年でした。本年は災害からの創造的復興元年となることを願うところです。

広報委員会としましても復旧復興、災害対策など行政や市議会活動をさらに詳しく市民の皆さまにお知らせできますよう、分かりやすい誌面づくりに努めて参ります。今後ともご愛読いただきますようよろしくお願い致します。

最後に本年が、皆さまにとりまして、幸多き年となりますようご祈念申し上げます。



広報委員

立石昭夫

【議会広報特別委員会】

委員長 湯淺正司
副委員長 園田浩文
委員 市原正
谷崎利浩
岩下礼治
竹原祐一
立石昭夫